様式第2号(第3条関係)

|  |
| --- |
| 漁業集落排水事業受益者分担金決定通知書第　　　　　号　年　　月　　日　　　　　　　　　様出雲市上下水道事業管理者　　　　　　出雲市漁業集落排水事業受益者分担に関する条例施行規程第3条の規定により通知します。 |
| 　 | 分担金決定額 | 円 | 　 |
| 各期の納付額 | 円 |
| 各期の納付期限 |
| 初年度 | 第1期 | 　　年　　月末日 | 三年度 | 第3期 | 　　年　　月末日 |
| 第2期 | 　　年　　月末日 | 第4期 | 　　年　　月末日 |
| 第3期 | 　　年　　月末日 | 四年度 | 第1期 | 　　年　　月末日 |
| 第4期 | 　　年　　月末日 | 第2期 | 　　年　　月末日 |
| 二年度 | 第1期 | 　　年　　月末日 | 第3期 | 　　年　　月末日 |
| 第2期 | 　　年　　月末日 | 第4期 | 　　年　　月末日 |
| 第3期 | 　　年　　月末日 | 五年度 | 第1期 | 　　年　　月末日 |
| 第4期 | 　　年　　月末日 | 第2期 | 　　年　　月末日 |
| 三年度 | 第1期 | 　　年　　月末日 | 第3期 | 　　年　　月末日 |
| 第2期 | 　　年　　月末日 | 第4期 | 　　年　　月末日 |
| １ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます。３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |